

マダイ日本海西部・東シナ海系群の ステップアップ管理について (遊漁採捕が資源評価に与える影響評価)

令和7年10月22日

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

1. ステップアップ管理のイメージ

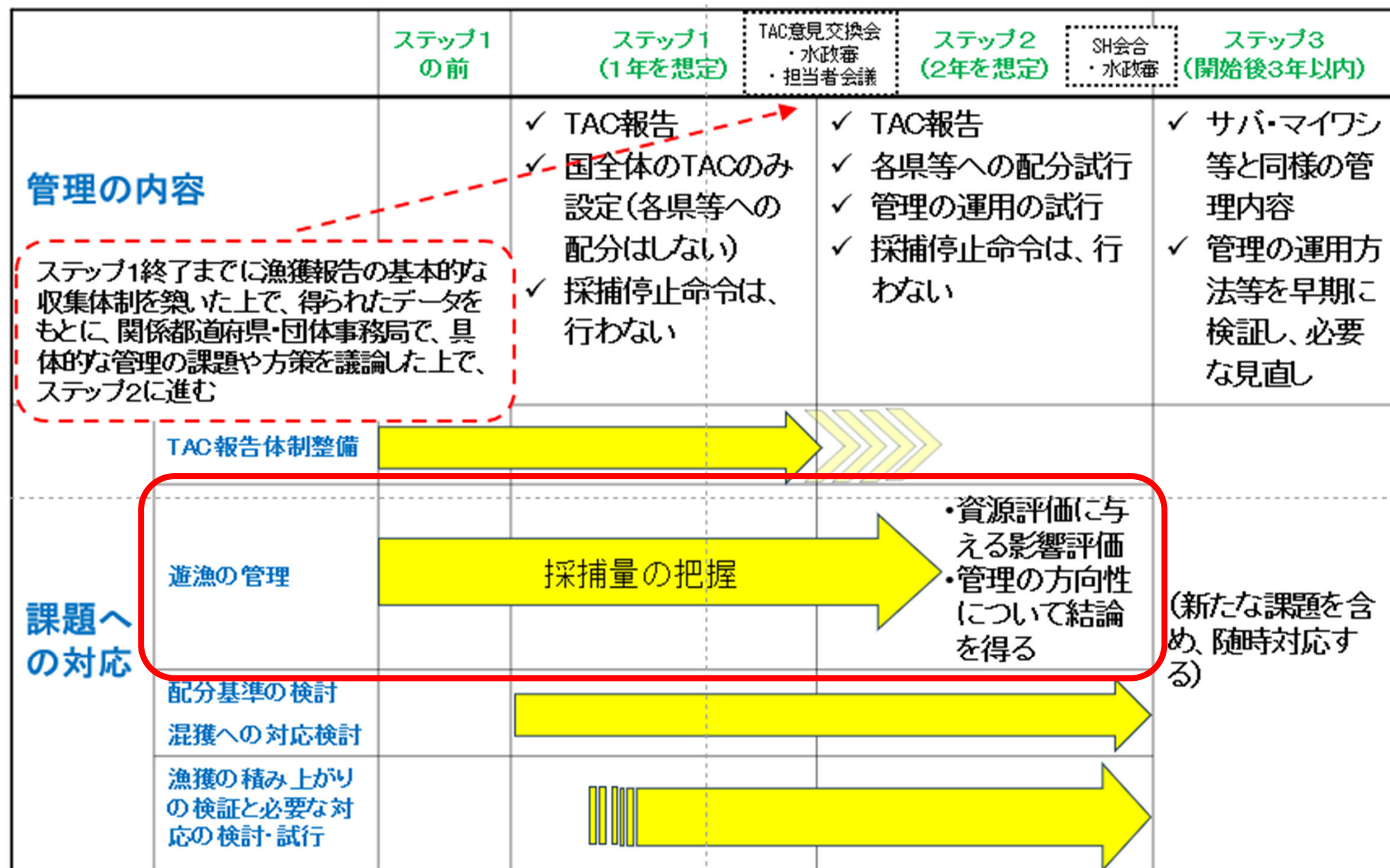
2. 遊漁採捕が資源評価に与える影響評価

2-1. はじめに

2-2. 遊漁採捕量推定の試み

(参考) 遊漁採捕量の報告等について

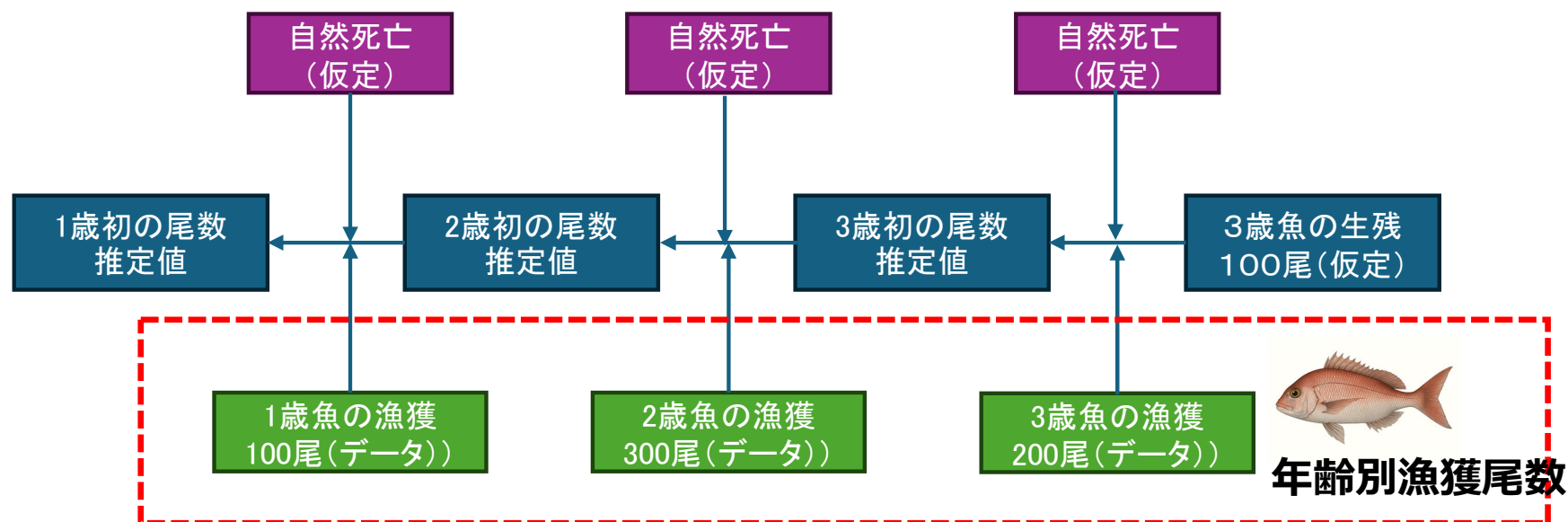
1. ステップアップ管理のイメージ



2. 遊漁採捕が資源評価に与える影響評価

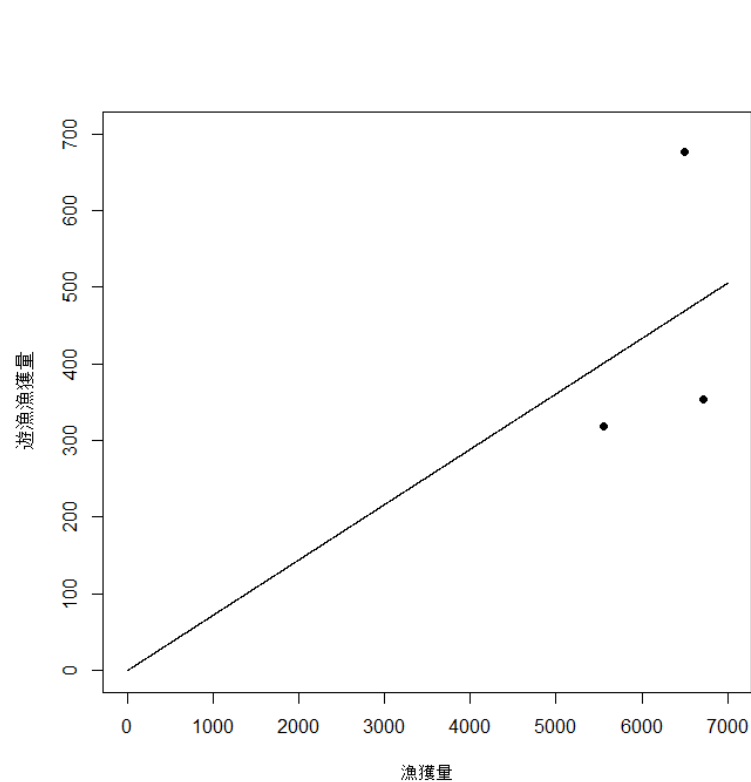
2-1. はじめに

- 遊漁採捕量（＝遊漁による死亡の量）の把握により、**資源評価結果が変わってくる**。2024年の漁獲量が約5千トンであり、仮に遊漁採捕量が1千トン（漁獲量に対して20%）であれば、その分だけ**資源量・加入量・親魚量が増加する**。
- **ただし**、現在は漁船漁業の漁獲量（いわゆる農林水産統計）をベースにした年齢別漁獲尾数を推定後、VPA法により資源量・加入量・親魚量を計算している。
- VPA法は漁獲量や年齢別漁獲尾数に**誤差を許さない（誤差がないと仮定する）**手法である。



2. 遊漁採捕が資源評価に与える影響評価

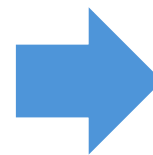
2-2. 遊漁採捕量推定の試み



	H9	H14	H20
鳥取	2	12	23
島根	14	13	4
山口	101	95	198
福岡	19	10	-
佐賀	27	11	-
長崎	85	38	277
熊本	40	32	122
鹿児島	65	107	53
合計	353	318	677

出典：遊漁採捕量調査報告書（農林水産省統計部、社団法人フィッシャリーナ協会）

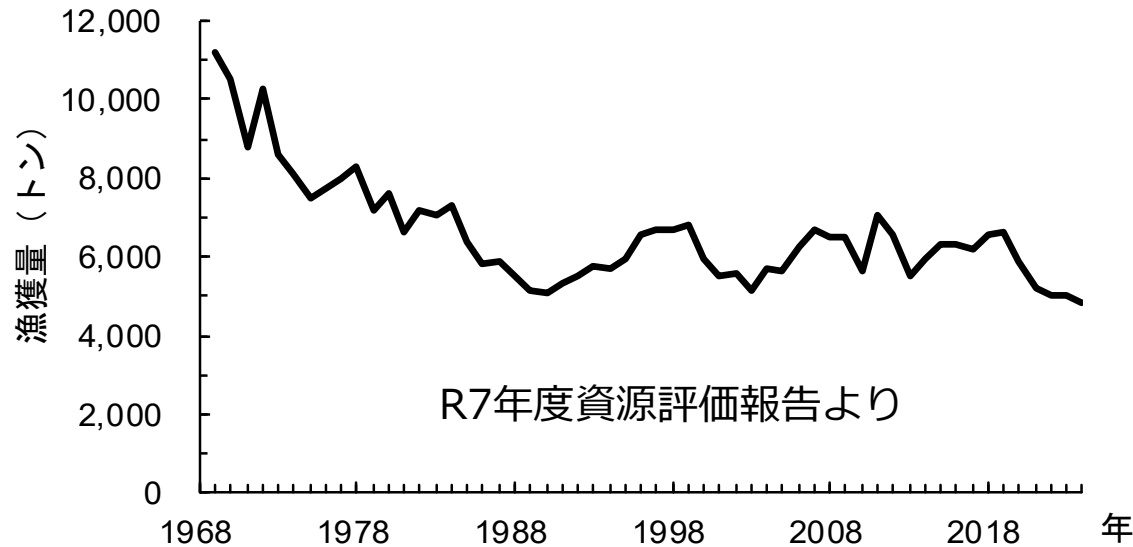
- 過去3年の遊漁採捕量調査の結果を用いて、線形回帰にて、2024年の漁獲量（4,818トン）から同年の遊漁採捕量を推定。



348トンと推定されるが、
不確実性が大きい

2. 遊漁採捕が資源評価に与える影響評価

2-2. 遊漁採捕量推定の試み(続き)



その他、以下についても留意が必要。

- 線形回帰は漁獲量×係数。つまり、漁業による漁獲量が少ないと遊漁採捕量も少なくなる。
- 前述の遊漁採捕量調査の結果には、プレジャーボートの採捕量は含まれていない。

(参考)遊漁採捕量の報告等について①

- 遊漁による採捕については、**令和3年度に報告システムを構築し、関係団体、都道府県庁等を通じて協力を依頼**しています。
(遊漁採捕量報告：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)
- 令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、**都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設**。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。

(参考)遊漁採捕量の報告等について②

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

- ・資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります



遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚(30キロ未満) → 採捕禁止
- ・大型魚(30キロ以上) → 報告必要(キープは1人1日1尾まで)
(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。
採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁のWebサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室

TEL: 03-3502-8111 (内線6705)



報告フォーム

遊漁内容について

採捕した日 必須

2023/05/08

旧暦: 3月19日

魚種 必須

魚種その他 自由記載

魚種分類表

釣り形態 必須

釣り形態その他 自由記載

釣行時間 必須

陸揚都道府県 必須

ホーム

報告フォーム

釣り記録

ユーザー情報



(参考)遊漁採捕量の報告等について③

改正遊漁船業法についての 事業者向けパンフレット

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～



5. 遊漁船業に関する協議会制度について

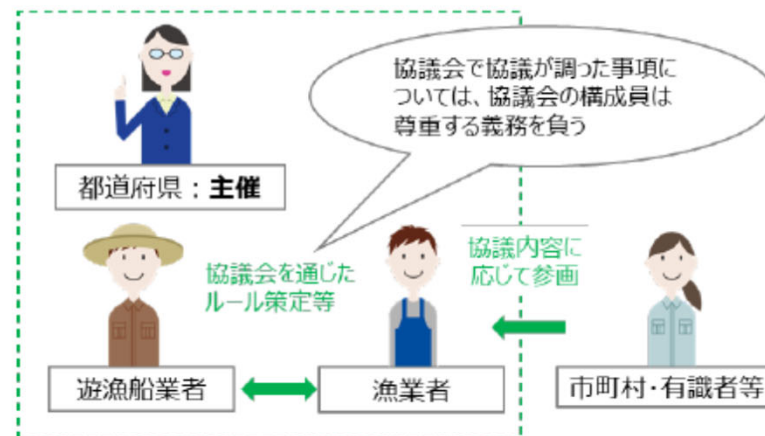
地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。

この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

- ・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- ・地域における出航の可否判断の統一基準
- ・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルール策定や、トラブルの解決
- ・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。

また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。



登録に
関する
問合先

遊漁船業の登録事務を行う都道府県の
水産関係部局にお問い合わせください。
各都道府県の連絡先はこちら。



法令に
関する
問合先

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768
改正遊漁船業法の情報はこちら。

